

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

旭市立中和小学校

1 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講ずる。

- (ア) いじめは排手間の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であること、どの児童にも起こり得るものであるという共通認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- (イ) いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、未然防止の活動は教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。
- (ウ) いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応にあたり、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導を行うとともに、いじめが発生した際、児童、保護者等に対して隠蔽や虚偽の説明は行わないこと。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけあい」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、丁寧に調査した上でいじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

(4) いじめの重大事態

(ア) いじめの重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
「生命・心身・財産重大事態」
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
「不登校重大事態」

(イ) いじめの重大事態の調査

いじめが原因（疑い含む）として、「生命・心身・財産重大事態」「不登校重大事態」が、発生したときは組織を設け、質問票の使用等の適切な方法による調査を実施する。公平性

・中立性を確保し客観的な事実関係を速やかに調査する。調査は、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」のために行う。

(ウ) 教育委員会に報告

重大事態の発生を認知した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。児童や保護者からの申立てがあった時はその時点で重大事態発生とし、報告・調査に当たる。

(エ) 調査結果の報告

調査によって明らかになった結果は、被害児童・保護者に対して適時・適切な方法で提供する。被害児童に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要がある。加害児童に対しても、保護者の協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

(5) いじめ解消の定義

(ア) いじめの行為が3ヵ月以上止んでいる。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

(6) 学校及び職員の責務

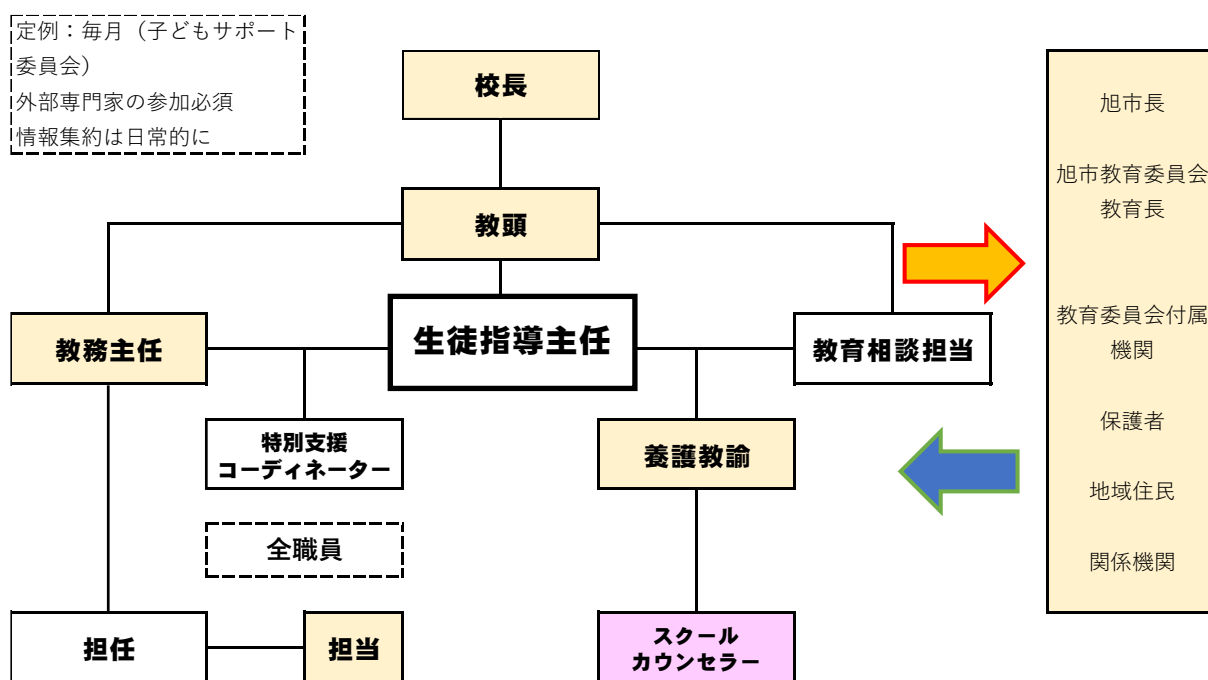
いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織と計画

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置 (法第二十二條)

(ア) いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに対応するために「学校いじめ対策組織(子どもサポート委員会)」を設置し、毎月1回開催する。教育相談からの情報、長欠の状況、生徒指導上の問題等について情報共有し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。

<学校いじめ対策組織>



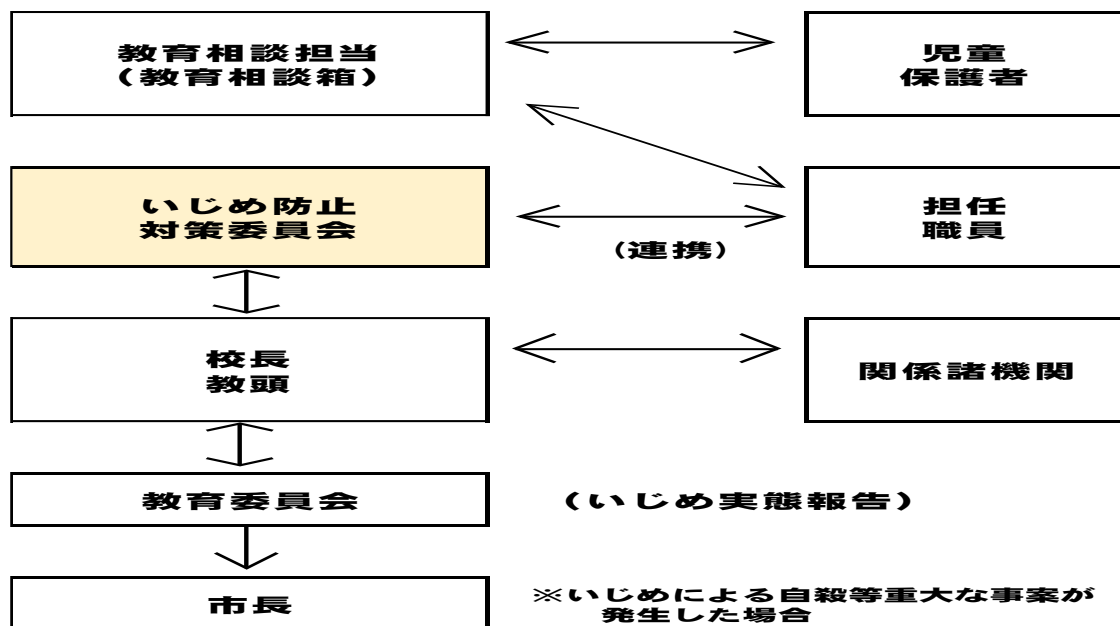
S C ・ S S W ・ 弁護士 ・ 医師 ・ 警察官 O B

【構成員】 校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、長欠対策担当、生徒指導担当、スクールカウンセラー、養護教諭

※ 兼務している場合もあり、「子どもサポート委員会」として日常的に活動する。

- (イ) 学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。教職員は、いじめ情報を学校いじめ対策組織に報告・共有の義務がある。
- (ウ) 学校いじめ対策組織は管理職のリーダーシップの下生徒指導主任などを中心として協働的な指導・相談体制を構築する。
- (エ) 組織の役割は以下のようなものがある。
 - ① 年間計画の作成・校内研修の企画実施
 - ② いじめ相談・通報の窓口となる。児童や保護者へ周知
 - ③ いじめの疑いのある情報が入った時、緊急会議の開催、情報共有・アンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助体制構築、方針の決定、保護者との連携
 - ④ 学校のいじめ防止基本方針の点検、取組が効果的かを検証
 - ⑤ 重大事態の調査組織の母体

＜いじめ防止の組織図＞



(2) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務である。この対応プロセスは、生徒指導の4層の支援構造であるア発達支持的生徒指導、イ課題未然防止教育、ウ課題早期発見対応、エ困難課題対応的生徒指導と重なるものである。

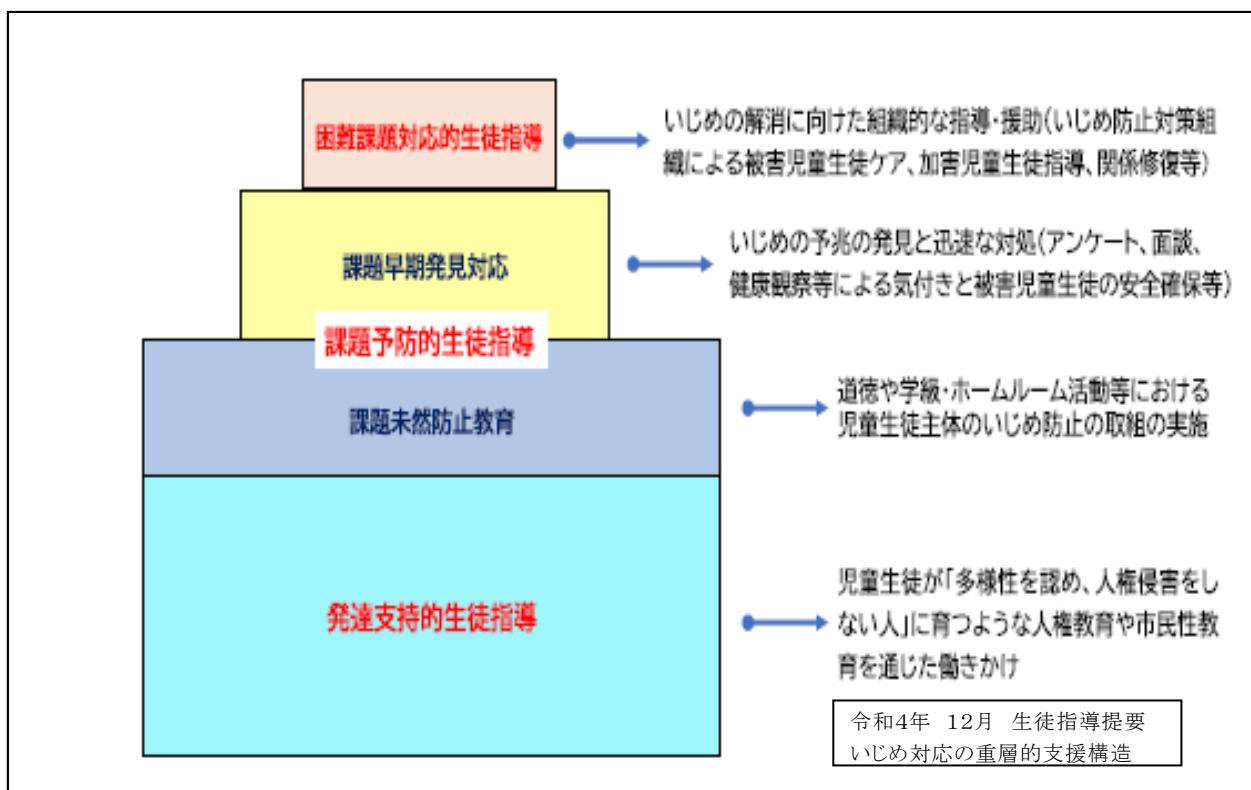
(ア) 発達支持的生徒指導

いじめに取り組む基本姿勢は人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開である。人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことである。「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり、学級づくり」を目指す。

- 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指す

- 対応で自由な人間関係が築かれるようにする。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

<いじめ対応の重層的支援構造>



(イ) 課題未然防止教育

- ① 道徳科や学級・ホームルーム活動などにおいて法や中和小学校のいじめ防止基本方針の理解を深め、「いじめをしない態度や能力」を身に付ける。
- ② いじめの「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」を育成する。そのためには、担任が信頼される存在として児童の前に立つことが重要である。
- ③ いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には、身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかける。

(ウ) 課題早期発見対応

- ① 日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施していじめの兆候を見逃さず、早期発見に努める。
- ② いじめへの対応の原則として、年度初めの研修において「中和小学校いじめ対策基本方針」の共通理解をする。

(エ) 困難課題対応的生徒指導

丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進める。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止教育

児童が自身の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。

また、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやりながら規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに学校全体で取り組む。教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) いじめの心理を考えること、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けさせる。実際の事例や動画（文部科学省作成動画）などを教材に児童同士で検討したり、ロールプレイを取り入れたり、体験的な学びの機会を用意する。

(イ) 「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」という生徒指導実践上の視点を重視したわかる授業を展開し、自己有用感を高める。

(ウ) 道徳の授業や命の授業、命を大切に作るキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的に実施し、指導する。

(エ) 道徳の授業では「考え、議論する」ことを意識して、道徳映像教材を活用した取組を推進する。

(オ) 総合的な学習の時間、特別活動等において、体験活動の充実を図り、児童の主体性やコミュニケーション能力を養う。

(カ) いじめ防止の取組について、児童保護者に啓発する。特に、毎年4月は「いじめ防止啓発強化月間」であり、4月の学級活動において「いじめの防止」について学年ごとに指導する機会を位置付ける。特に、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかける。

(キ) 学校として特に配慮が必要な児童について対応を行う。発達障害を含む障害がある児童、LGBT、震災・原発事故避難児童への適切な対応を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のイン

ターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候や児童が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。また、教育相談やアンケート調査を実施やスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施や学校とカウンセラーとの連携を図りながら、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(ア) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- 相談窓口の設置と児童・保護者への周知
(教頭・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラーなど)
- スクールカウンセラーの活用
(児童観察・児童保護者のカウンセリング・卒業前カウンセリングなど)
- 相談ポストの周知・活用
- 学校生活アンケートの実施
- 学校独自のいじめアンケートの実施

(イ) いじめの早期発見

その兆候や児童が発する危険信号を見逃さないようにする。

- 授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察
- いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校へ相談する等の啓発活動を行う。

(ウ) いじめへの対応の原則の共通理解

- ① いじめられている児童の理解と傷ついた心のケアとして、何よりも被害者保護を最優先する。
- ② 被害者のニーズを確認する。(保護者・被害者の意向を確認)
- ③ いじめの加害者と被害者の関係を修復する。
- ④ いじめ解消を目指す。

(エ) いじめ防止活動年間計画（予定）

- ・ 4月～3月 子どもサポート委員会の定例会議実施（基本S C参加）
- ・ タブレット端末を活用した毎日の児童の心の確認（年間）

月	取組	関係行事など
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ対策組織（子どもサポート委員会）を設置 ・ 子どもサポート委員会の年間活動計画 ・ いじめの防止について学年ごとに指導（学活） ・ 相談窓口、相談ポストについての周知 ・ Q-Uテストの実施（学級集団理解） ・ SOSの出し方教育（学活） ・ 職員研修「いじめ防止基本方針」の理解（第1回職員会議にて） ・ 学校生活アンケート（含いじめ）実施 	いじめ防止啓発強化月間（イエローリボン運動実施） 教育相談月間
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰・セクハラアンケート（含いじめ） ・ あいさつ運動（児童会） 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止アンケート実施 ・ 人権教室（4年） ・ 小さな親切運動 	いのちを大切にするキャンペーン 教育相談月間
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰・セクハラアンケート（含いじめ） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修（児童の心理に関する研修） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰・セクハラアンケート（含いじめ） 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止アンケート実施 ・ 学校公開（道徳授業公開） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰・セクハラアンケート（含いじめ） 	教育相談月間
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中和地区福祉協議会交流（5年） ・ 全校花いっぱい活動 ・ いじめ防止アンケート実施 	人権週間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県体罰・セクハラアンケート（含いじめ） ・ S Cとのカウンセリング（6年） ・ 小さな親切運動 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ S Cとのカウンセリング（6年） ・ 教育相談担当者とのカウンセリング（4・5年） 	教育相談月間
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 ・ 「いじめ防止基本方針」見直し ・ いじめ防止委員会定例会議（まとめ） 	

5 いじめの相談・通報窓口

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

学校におけるいじめの相談・通報窓口は教頭・養護教諭・教育相談担当とし、いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの相談や通報の指導

児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず子どもサポート委員会を開き、対応を協議する。
- いじめを行った児童には同じことを繰り返さないように、行為の善悪をしっかりと理解させて反省させる。いじめを行った児童に謝罪させ、再発防止を図る。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- いじめに対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。

7 重大事態に発展させないために

(1) いじめの相談や通報の指導

いじめを重大事態化させないために適切な対応が必要であり、怠れば深刻化するという危機意識をもつ。問題が複雑化し、対応が難しいケースではできるだけ早い段階からSCやSSWなどを交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行う。

- (ア) アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等）
- (イ) アセスメントに基づいた援助方針、指導方針、働きかけ方針についてのプランニングを行う。
- (ウ) 被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針について説明し、同意を得る。
- (エ) 指導・援助プランを実施する。
- (オ) モニタリング（3か月を目途、見守り、経過報告と心理的状態の把握等）を行う。

- (カ) 教育委員会等への報告をする。
- (キ) 情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。
 - 明確な目標の設定と、被害児童本人及び保護者の同意確認などに留意する。

(2) 関係機関等との連携体制

- (ア) 地域の力を借り、医療、福祉、司法、所轄警察などの関係機関とつながる。犯罪行為の場合は所轄警察署との連携も必要となる。日頃から顔の見える関係をつくっておく。
- (イ) 被害者保護者はもとより加害者の保護者との連携を図る。
- (ウ) 地域ぐるみの取組を推進する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告・調査

- (ア) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- (エ) 調査は、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (オ) 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

9 児童の自殺予防について

- (ア) 児童の自殺予防等においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。
- (イ) 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等を資料として、児童の自殺予防のための研修を実施する。
- (ウ) 「SOSの出し方教育」を年間計画の中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。
- (エ) 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童の個々の悩み等を把握することと併せ、学期に1回は教育相談月間を設定するなど、継続的に児童理解に努める。
- (オ) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の確実な実施を行う。

9 公表 点検 評価等について

- 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。
- いじめに関する調査や年度毎の比較を実施し、分析を行う。
- いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表する。

(令和6年3月19日 見直し)

(令和5年4月1日 見直し)

(令和4年4月1日 見直し)

(令和3年4月1日 改定)

(令和2年11月10日 改定)

(令和2年4月1日 見直し)

(平成31年4月1日 改定)